

# 第 1

ベトナムにおける植物品種保護制度の概要



# 第1 ベトナムにおける植物品種保護制度の概要

## 1 沿革

ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）は、1995年から植物品種保護の調査を開始し、2000年から植物品種保護制度の構築や、「植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）」に加盟するための準備として、植物品種保護制度の実施機関の組織化や法令の起草を進めてきた。

そして、ベトナムは、2005年にUPOV条約に沿った植物品種保護制度を含む知的財産法（INTELLECTUAL PROPERTY LAW）を制定し、2006年7月に同法が施行された。同年12月24日にUPOV1991年条約に加盟し、アジアにおいて日本、中国、韓国、シンガポールに続く5か国目のUPOV条約加盟国になり、UPOV1991年条約に従った植物品種保護制度を運営している。

その後、ベトナムは、2009年に知的財産法（INTELLECTUAL PROPERTY LAW）を改正し、2016年からは全ての植物の種類を保護対象とした。



## 2 ベトナムの植物品種保護制度の概要

ベトナムの植物品種保護制度は、UPOV1991年条約に沿った内容となっており、UPOV1978年条約に加盟するにとどまる中国と異なり、日本と同様に、2016年12月以降全ての植物が保護対象とされ、また、育成者権の保護の水準は、UPOV1991年条約の水準にある。

ただし、ベトナムの植物品種保護制度は、育成者権の存続期間が原則として20年（樹木・ぶどうについては25年）と日本よりも短い点、農業者の自家増殖について育成者権の効力が及ばないとされている点等において、同じくUPOV1991年条約に加盟する日本よりも、育成者権保護の水準が低い部分がある。

### 3 関係法令

ベトナムの植物品種保護制度に関する主な法令等は、以下のとおりである。

- I 知的財産法（「INTELLECTUAL PROPERTY LAW」・LAW No. 50/2005/QH11、改正・LAW No. 36/2009/QH12）…添付資料1

植物品種保護制度に関する部分としては、

第1部「総則」

第4部「植物品種に係る権利」

第5部「知的所有権の保護」

等である。

- II 種子規則（「SEED ORDINANCE」・No. 15/2004/PL-UBTVQH11）…添付資料2

- III 政令第88号（DECREES・No. 88/2010/ND）…植物品種保護制度の細則…添付資料3

- IV 政令第105号（DECREES・No. 105/2006/ND-CD）…知的財産権の保護関係

### 4 関係組織

ベトナム農業農村開発省（MARD）の作物生産局（DCP）に、ベトナムの植物品種保護制度を担当する機関として、PVPO（ベトナム植物品種保護室）とNCP（ベトナム植物試験センター）が設置されている。

#### (1) DCP（作物生産局）

DCPは、品種登録の決定、品種登録証の発行等を行う機関である。

#### (2) PVPO（植物品種保護室）

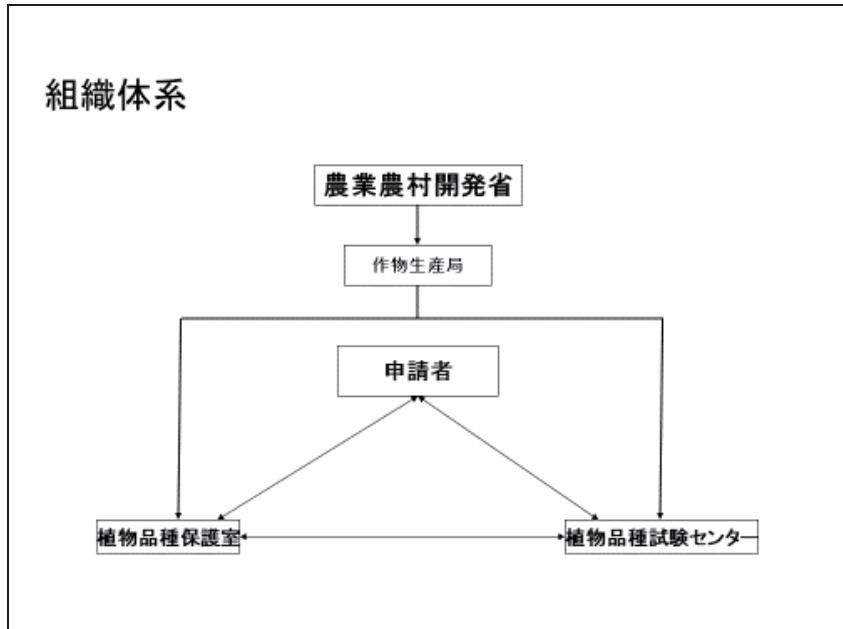
PVPOは、品種登録の申請書の受理、方式審査、出願公開、登録等の業務等を行う機関である。

PVPOには、事務所長のほか、3名の審査官が配置されている。

#### (3) NCP（ベトナム植物試験センター）

NCPは、植物品種保護制度におけるDUS試験を実施する機関である。

なお、ベトナムにおいては、イネ、トウモロコシ、ダイズ、ラッカセイ及びバレイショの5種類の種子を販売する場合にはナショナルリストへの登録が必要とされており、その登録のためのVCU（Value for Cultivation and Use）テストについても、NCPが担当している。



## 5 出願・登録の状況等

### (1) 出願の件数

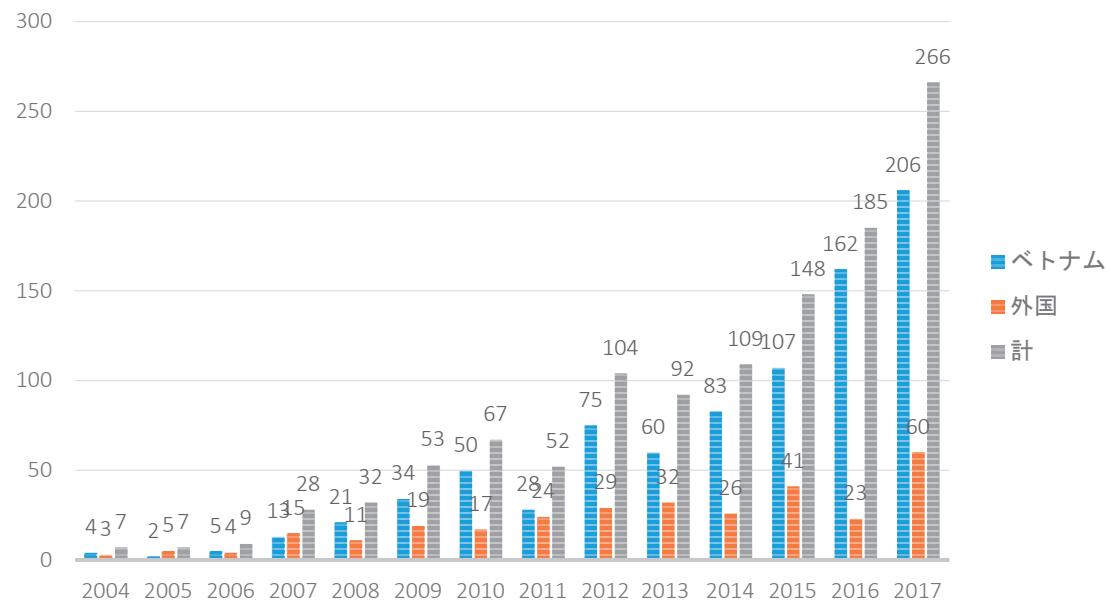
ベトナムにおいては、2006年12月にUPOV条約加盟国になった後、出願件数は増加傾向にあり、2014年には109件、2015年には148件、2016年には185件、2017年には266件と近年大幅に増加している。2017年11月までの総出願件数は1159件となり、これまでに130の属種について出願がされている。

ベトナム国外からの出願については、2014年が109件中26件、2015年が148件中41件、2016年が185件中23件、2017年が266件中60件となっており、今後もベトナム国外からの出願が増加していくことが想定される。

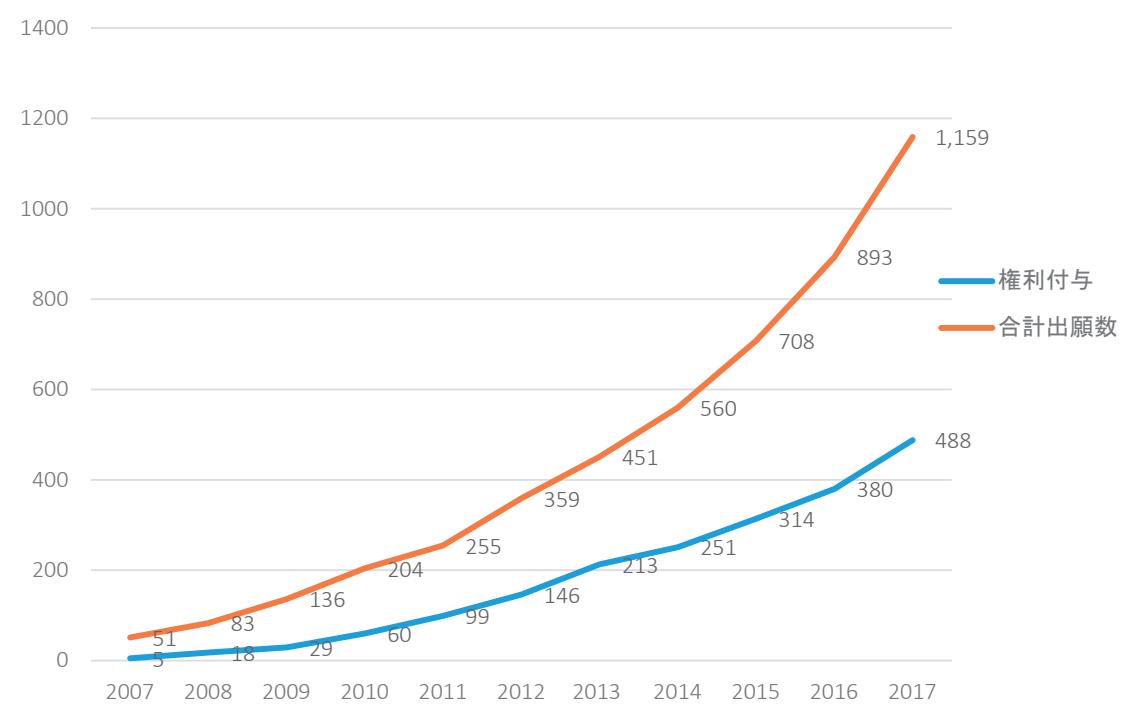
### (2) 登録の件数

2018年7月までの総登録件数は560件であり、そのうち約40%がベトナムの公的機関（大学、国立研究機関）からの出願である。

## 出願件数の推移2004-2017



## 出願件数累計と権利付与件数の推移



## 第 2

品種保護出願から登録に至る流れ



## 第2 品種保護出願から登録に至る流れ

### 1 はじめに

ベトナムにおける品種登録出願の手続の流れは、以下のとおりである。

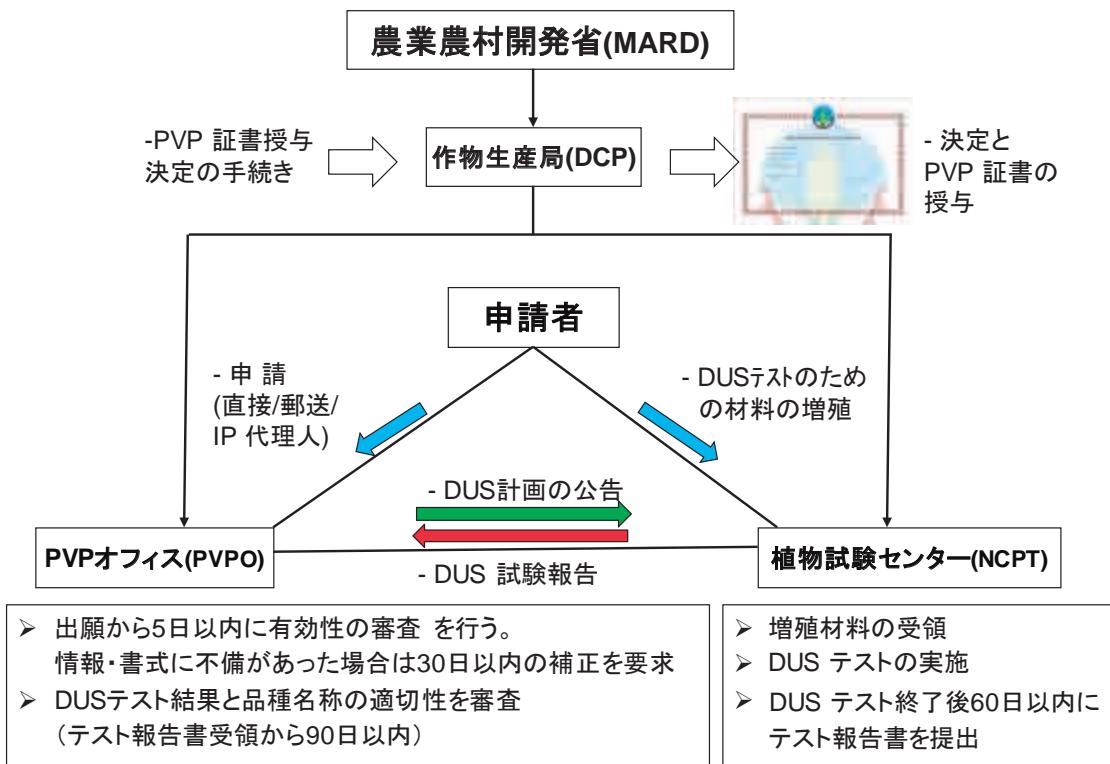
ベトナムにおける植物新品種保護制度に関する関係法令、申請書の書式等の情報については、P V P Oのホームページ(英語版: <http://pvpo.mard.gov.vn/Default.aspx>)から入手可能である。

#### ■ PVPOホームページ英語版 トップ画面

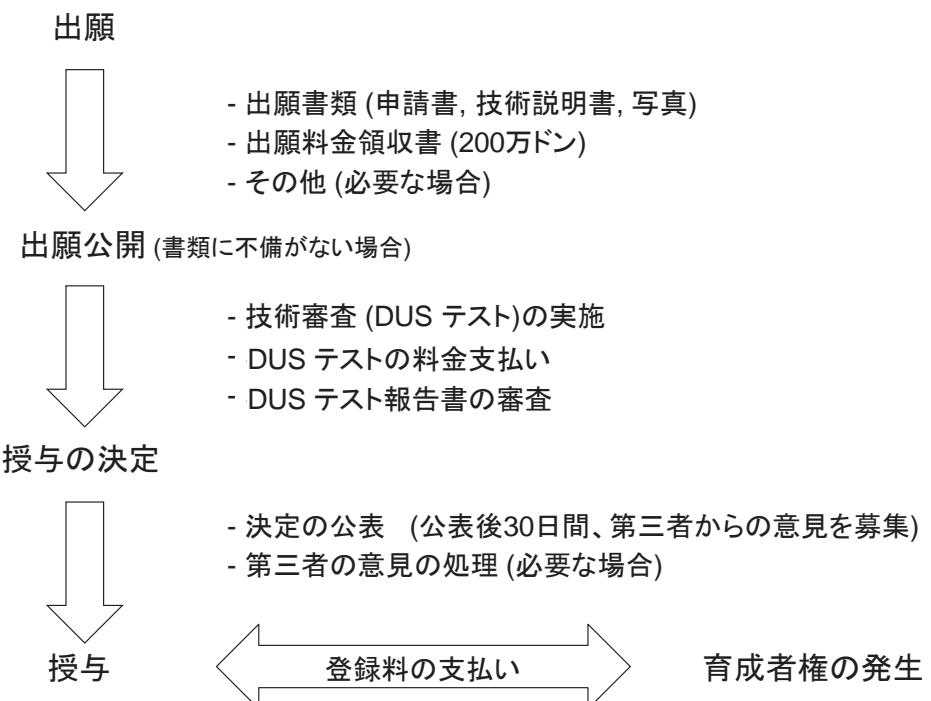


<手続図>

■出願プロセスにおける各組織の関わり



■出願からPVP証書発行までの流れ



## <手続の概要>

### I 出願書の提出

日本からベトナムに出願しようとする場合には、ベトナムP V P Oに対し、持参又は郵送の方法により、出願書類（出願料の領収書を含む）を提出する（知的財産法175条1項、174条1項）。

また、ベトナムにおいては、電子出願が開始されている。ただし、2018年7月現在、不具合が発生して一部を除き利用できない状況にある。

※ ベトナム国内に、本部・恒久住居の登録をし、又は植物品種の取引若しくは生産の事務所を有する外国の組織・個人については、自ら直接出願することが可能である。

それ以外の場合には、日本国内の代理人を通じて、又は自ら、ベトナム国内の代理人に依頼し、同代理人を通じて出願する。

### II 出願日

品種登録出願の出願日は、出願書類がベトナムP V P Oに受領された日である（知的財産法175条2項）。

### III 方式審査

P V P Oは、提出された出願書類の方式審査を出願日から30日以内に行う（知的財産法176条1項）。

### IV 補正命令

P V P Oは、出願書類に不備があった場合には、出願者に対し、補正を命じる通知をする。

出願者は、通知後30日以内に補正をしなければならず、補正しなかった場合には、当該品種登録出願が拒絶され、その旨が通知される（知的財産法176条3項（b）、（c））。

※ なお、方式審査において、出願する権利を有する者が複数いる場合において一部の者が出願に同意しないときなど、出願者が出願する権利を有していない場合には、受理の拒絶の通知がされる（知的財産法176条3項（a））。

### V 受理の通知

P V P Oは、出願書類に不備がない場合又は補正した場合若しくは補正命令に対して合理的な説明があった場合には、出願者に対し、品種登録出願を受理した旨を通知する（知的財産法176条3項（d））。

※ 出願時の種苗提出はなく、栽培試験場所への種苗提出のみである。

### VI 出願公開

P V P Oは、出願書類に不備がない場合には、公報により、品種登録出願の受理日から90日以内に出願公開する（知的財産法177条）。

出願公開がされた場合には、出願者は、仮保護権を有する（知的財産法189条）。

出願公開から植物品種保護証の付与の決定までの間、誰でも、出願品種の植物品種保護証の付与について意見を述べることができる（知的財産法181条）。

## VII 実体審査1

P V P Oは、有効に受理された出願書類の内容について、新規性（未譲渡性）及び名称の適切性について審査する（知的財産法178条1項（a））。

## VIII 実体審査2（D U S テスト）

有効に受理された出願書類の内容についてD U S テスト（区別性、均一性及び安定性の試験）が実施される（知的財産法178条1項（b））。出願者は、D U S 試験料を納付する。

P V P Oは、N C P Tに対し、D U S テストの計画（栽培試験、現地調査又は審査協力）を通知する。

N C P Tは、栽培試験を実施する場合には、出願者に対し、種苗の提出を命じる（栄養繁殖性植物については2か月前）。

N C P Tは、D U S テストが終了した後60日以内に、P V P Oに対し、D U S テストレポートを提出する。

## IX D U S テストの結果等の審査

P V P Oは、D U S テストレポートの受領後90日以内に、D U S テストの結果及び名称の適切性を審査する。

## X 品種登録

実体審査により品種登録の要件を満たさないといえない場合には、D C Pは、品種登録を行う旨の決定をし、その決定を公表し、その公表後30日間、第三者からの意見を募集する。

30日間の経過後、出願者が登録料を納付した場合には、D C Pは、植物品種保護証の付与の決定をし、品種登録簿に記録し（知的財産法183条）、その決定後、育成者権が発生する。

## XI 拒絶

実体審査により品種登録の要件を満たさない場合には、P V P Oは、植物品種保護証の付与を拒絶する。

この場合には、P V P Oは、出願者に対し、拒絶理由、補正又は不服申立ての期限を明示して、拒絶しようとする旨を通知しなければならない。補正又は不服申立てをしなかった場合には、植物品種保護証の付与を拒絶する旨を通知する。

## 2 費用

ベトナムにおける品種登録等に必要な費用は、以下のとおりである。

項目	金額
出願料(※1)	1品種当たり 200万ドン
優先権を主張する場合	1品種当たり 25万ドン
DUS テストの試験料(※2)	
[基準金額]	
1 成育期間の短い植物	1品種当たり 830万ドン
2 1年生植物	1品種当たり 1100万ドン
3 多年生植物	1品種当たり 2400万ドン
[個別金額]	
1 イネ	1品種当たり 1200万ドン
2 コーン	1品種当たり 1500万ドン
3 その他の植物	出願者とDUSテストステーションとの交渉により決定される。
現地調査の場合	試験費用は半額(1/2)
登録料等(※3)	
1~3年目	毎年 300万ドン
4~6年目	毎年 500万ドン
7~9年目	毎年 700万ドン
10~15年目	毎年 1000万ドン
16~最終年	毎年 2000万ドン
品種保護証の再発行	1回当たり 120万ドン

※1 出願料は、出願前に納付し、その領収書を出願書類に添付する。

※2 DUSテストの試験料については、出願者が直接N C P T の栽培試験場に納付する。

※3 登録料の1年目は、植物品種保護証の受領前に納付し、2年目以降は、当該期間の最初の日までに納付する。

### 3 具体的な説明

#### (1) 出願者・代理人

##### ア 出願することができる者

ベトナムにおいて品種登録出願ができる者は、

- ① 自らの努力及び費用により、新品種を育成し、又は発見及び開発した育成者
- ② 新品種の育成、又は発見及び開発に投資した法人・個人
- ③ 出願する権利の譲渡又は相続を受けた法人・個人

である（知的財産法 157条1項、164条2項）。

日本の法人・個人は、ベトナムに住所、駐在員事務所又は植物品種の営業所若しくは生産場所を有していない場合には、ベトナム国内の代理人に委任し、同代理人を通じて、ベトナムに品種登録出願することができる（ベトナムに住所等を有する場合には、直接出願することも可能である。）。

##### イ 代理人

ベトナムの知的財産法は、ベトナムにおいて品種登録出願の代理業務を行うことができる者を定めている（知的財産法 165条）。

- I ベトナムにおいて適法に設立され運営されている企業、法律事務所等で、品種登録出願の代理業務を遂行する機能を有し、活動登録証明書又は経営登録証明書に記録されていること（同条2項）
- II 植物品種に関する権利の代理業務の遂行証明書を有し、当該代理業務の実施組織に勤めている個人（同条4項）

##### ウ 代理人の状況

ベトナムにおいては、代理人資格が法令で定められており、ベトナムのPVPのホームページの英語版には、2019年1月現在、代理人として4社が掲載されている（10万ドンを納付すると掲載することができる。）。

ベトナムにおいて選任する代理人は、日本の出願者・代理人と協力して、申請書等の作成、出願申請から登録に至るまでの手続全般を担うものであり、審査当局からの指示への迅速な対応等、種苗の提出（税関・植物検疫）への対応、現地調査の場合には圃場の確保等を行う必要があり、登録後には毎年の登録料の支払管理業務をも行うものであり、極めて重要な役割を有するとともに、新品種に関する情報等の管理等を適切に行うことができる者であることを要する。このため、代理人は、ベトナムの植物新品種保護制度の法令・運用等に精通し、審査当局との対応を含めて手続に十分な経験を有し、責任ある対応がされる適切な代理人を選任することが極めて重要である。

本事業のベトナム現地調査において調査した代理人は、以下のとおりである。

- I Fresh Studio Innovation Asia（PVPのホームページ英語版に掲載）

Address : 2nd & 3rd floor, 5B Lane 111, Xuan Dieu Street, Quang An Ward,

Tay Ho District, Hanoi, Vietnam

Tel: +84(0) 4 3759 1380

Email: pvrs@freshstudio.vn

Website: www.freshstudio.vn

(概要)

農業関係のコンサルタント業務、代理業務を行っており、2018年7月現在において、141品種の代理業務の実績がある（その90%がオランダ、日本からの出願）。英語に対応しているが、日本語には対応していない。

II Vietnam Chamber of Commerce and Industry (VCCI)

Address : 8<sup>th</sup> Floor, VCCI Building, 9 Dao Duy Anh, Hanoi Vietnam

Tel : +84-24 3577-1365

Email : patent@vcci-ip.com

Website : www.vcci-ip.com

(概要)

ベトナム商工会議所傘下に設立された会社であり、日本からの品種登録出願の代理業務の実績を有している。費用は、平均500USD（翻訳料を含む）程度であり、他に出願料、試験料等が必要となる。英語に対応しているが、日本語に対応していない。育成者権の侵害対応の経験はないが、商標侵害の対応の実績はある。

III Vietnam Seed Service Support Center (VSC)

Email : tulinhvsc@gmail.com

(概要)

ベトナム種苗協会傘下の組織であり、日本からの品種登録出願の代理業務の実績を有している。英語に対応しているが、日本語には対応していない。

(2) 品種登録の要件

ベトナムにおける品種登録の要件は、以下のとおりである。

- ① 新規性（未譲渡性）（知的財産法159条）
- ② 区別性（知的財産法160条）
- ③ 均一性（知的財産法161条）
- ④ 安定性（知的財産法162条）
- ⑤ 名称の適切性（知的財産法163条）

ア 新規性（未譲渡性）

新規性（未譲渡性）の要件については、品種登録の出願の権利を有する者又はその同意を得ての販売若しくはその他の方法による頒布が、ベトナム国内において出

願日（出願書類の受領日）より前に1年を超えておらず、国外においては、樹木若しくはぶどうについては出願日（出願書類の受領日）より前に6年を超えておらず、その他のものは4年を超えていないことが必要となる。

日本からベトナムを含む国外に出願する場合には、新規性（未譲渡性）の要件の期間内に出願を完了するよう留意する必要がある。

#### イ 名称の適切性

- (ア) 品種名称は、ベトナムと植物品種保護の協定を締結している国において品種登録された名称と同一でなければならない（知的財産法163条1項）。
- (イ) 品種名称は、同一種又は類似種の公知の他の全ての品種の名称と識別できる場合には適切であるとみなす（同条2項）
- (ウ) 品種名称については、次のいずれかに該当する場合には適正であるとはいえない（同条3項）。
  - ① 数字の表示だけであるもの（ただし、当該数字が品種の特性又は品種の育成に関係する場合を除く）
  - ② 公序良俗に反するもの
  - ③ 品種の特性や形質について不実表示となるもの
  - ④ 育成者の特定に誤解を与えるもの
  - ⑤ 品種登録出願の出願日前に登録されている商標、商号又は地理的表示と同一であるか、又は混同を生じるもの
  - ⑥ 他の法人又は個人が先に取得した権利に影響を及ぼすもの

#### ウ 優先権

ベトナムと植物品種保護の協定を締結している国において同一品種について品種登録出願した日から12か月以内に、ベトナムにおいて出願書類を提出した場合には、優先権を主張することができ、その場合、他国における最初の品種登録出願日がベトナムにおける出願日となる（知的財産法167条参照）。

優先権を主張する場合、25万ドンを納付する必要がある。

#### (3) 品種保護の出願に当たって必要となる書類（知的財産法174条）

ベトナムにおける品種保護出願の際に提出すべき書類は、以下のとおりであり、原則としてベトナム語で記載することを要する。

なお、品種登録出願書ほか（英語版）については、P V P Oのホームページ（英語版：<http://pvpo.mard.gov.vn/Default.aspx>）からダウンロードすることができる。

(必要書類等)

- ① 品種保護出願書
- ② 技術説明書
- ③ 品種特性のカラー写真
- ④ 出願料（200万ドン）の領収書

(該当する場合に必要となる書類)

- ⑤ 委任状（代理人を選任する場合）…書式あり
  - ⑥ 出願する権利を証明する書類（譲渡証明書）（出願する権利の譲渡がされた場合）…書式なし
  - ⑦ 優先権主張書類（優先権を主張する場合）
  - ⑧ その他書類
- ※ ⑤～⑧については外国語（日本語）で作成することができるものの、P V P Oから要求された場合にはベトナム語に翻訳しなければならない（同条2項）

#### ア 一般的な留意点

品種保護出願書、技術説明書等は、ベトナム語で作成する必要がある。

日本からベトナムの代理人を通じて出願する場合、ベトナムの代理人が日本語に対応していないことが多い。日本への品種登録出願の際に作成した資料に基づいて正確に英語に翻訳し、ベトナムの代理人に提供することが重要である。

#### イ 品種保護出願書（添付資料4の書式参照）

（留意点）

- ① 植物の種類は、学名を記載する。
- ② 品種名称は、ローマ字で記載すれば足りる。
- ③ 日本で品種登録出願又は品種登録がされている品種の場合には、その旨該当部分に必ずチェックする。
- ④ 優先権を主張する場合には、その旨該当部分に記載する。

（ベトナム語で記載）

#### ウ 技術説明書

技術説明書については、イネ、トウモロコシ等の出願の多い種類のみ英語版の様式が公開されているにとどまり、キノコ類については審査基準が作成されていない。

日本からベトナムに品種登録出願する場合、審査協力により日本の審査結果を利用するときは、日本に出願した際の説明書を使用することができるとされている。この場合、日本に出願した際の説明書を英語に正確に翻訳してベトナム代理人に提供し、ベトナム代理人においてベトナム語に翻訳して提出する。

#### (4) DUSテスト

##### ア DUSテスト

ベトナムにおけるDUSテストの方法は、①作物ごとに指定されている農場（ステーション）において実施する栽培試験、②PVPの審査官が出願者の現地に訪問して実施する現地調査、③審査協力協定を締結している他国の審査結果報告書を用いる資料調査の3つの方式がある。

ベトナムにおいては、多くの作物について栽培試験が実施されており、果樹についても栽培試験が可能である。

ベトナムにおいて、2018年7月までに実施されたDUSテストの品種数は560品種であり、そのうち363品種について栽培試験、29品種について現地調査、168品種について資料調査が実施されている。

##### イ テストガイドライン

ベトナムは、基本的にUPOVのテストガイドラインを用いており、現在PVPのホームページ上、49種類のテストガイドラインが公開されている。

UPOVのテストガイドラインが存在しない種類については、近似する種類のテストガイドラインを参考にして作成され、現在5種類のテストガイドラインが作成されている。

キノコ類については、日本の審査基準が参考にされている。

##### ウ 栽培試験

###### ① 試験試料の提出

試験試料（種苗）の提出について、NCPトは、出願者に対し、栽培試験の実施時期にあわせて種苗の提出を通知し、栄養繁殖性植物については、提出期限の2か月前に通知する。

種子繁殖性植物については、一律3kgの提出が求められる。

###### ② 費用の支払

栽培試験を実施する場合、出願者と試験実施契約を締結し、その際、栽培試験料を徴収する。

###### ③ 試験方法

各農場（ステーション）において、2年以上同一の圃場で品種の特性調査を行い、区別性、均一性及び安定性を判断する。

NCPトにおいて、品種のデータベースを構築しており、そのデータを用いて対照品種の選定が行われている。

出願者は、栽培試験の圃場を見学することが可能とされている。なお、栽培試験の圃場の品種は、全て記号で表示されており、第三者が見学しても問題がないとされている。

## **エ 現地調査**

現地調査を実施する場合には、出願の受理後 30 日以内に、出願者に対し、通知することとされている。

## **オ 書類調査**

日本を含むベトナムが審査協力協定を締結している国において品種登録がされている品種については、当該国における審査結果報告書により審査する。当該国の審査結果報告書により区別性が認められない場合には栽培試験を実施するときがあるが、基本的に栽培試験や現地調査を行わない。

また、日本を含むベトナムが審査協力協定を締結している国において品種登録出願中の品種については、当該国において審査結果が出るまで審査が保留される。

このように、ベトナムにおいては審査協力協定に基づく他国の審査結果報告書の利用が原則として行われており、日本からベトナムに出願する場合には、品種登録出願書に日本で DUS テストが実施された、又はその予定である旨を明記し、ベトナムにおいて書類審査による登録を求めるのがよい。審査結果報告書は、ベトナム当局（PVPO）から日本の当局（知的財産課種苗室）に請求する必要がある。

## **カ 通関・植物防疫関係**

ベトナムにおいて試験資料を提出する場合、ベトナムにおける通関や植物防疫上の制限により、輸出が困難な場合があるので、十分に留意が必要である。

## **(5) 登録・拒絶**

### **ア 登録**

実体審査により品種登録の要件を満たさないといえない場合には、DCPは、品種登録を行う旨の決定をし、その決定を公表し、その公表後 30 日間、第三者からの意見を募集する。

30 日間に有用な意見が提出されず、出願者が登録料を納付した場合には、DCPは、植物品種保護証の付与の決定をし、品種登録簿に記録し（知的財産法 183 条）、その決定後、育成者権が発生する。



## イ 拒絶

実体審査により品種登録の要件を満たさない場合には、P V P Oは、出願者に對し、拒絶理由、補正又は不服申立ての期限を明示して、拒絶しようとする旨を通知し、補正又は不服申立てをしなかった場合には、植物品種保護証の付与を拒絶する旨を通知する（知的財産法182条）。

拒絶された場合には、出願者は、異議申立てをすることができ、法律に従って処理される（知的財産法184条）。

## ウ 登録の取消し・無効

① 品種保護証は、以下の場合には、職権又は請求により、取り消される（知的財産法170条）。

- 1) 品種保護証の付与の時点で均一性又は安定性を満たしていなかった場合
- 2) 登録料を納付しない場合
- 3) 品種保護証の所有者が必要な書類及び所定の維持のための増殖素材を提供しない場合

4) 品種保護証の所有者がP V P Oの請求に従って品種名称を変更しない場合

② 品種保護証は、以下の場合には、職権又は請求により、無効となる（知的財産法171条）。

- 1) 出願する権利を有していない者による出願の場合
- 2) 品種保護証の付与の時点で新規性又は安定性を満たしていなかった場合
- 3) 品種保護証の所有者が提出した試験結果報告書により品種保護証が付与された場合において、登録品種が均一性及び安定性を満たしていなかった場合

第 3

權利保護



## 第3 権利保護

### 1 仮保護

- (1) 品種登録の出願者は、品種保護出願の公開日から品種保護証の付与の日まで暫定的権利（仮保護）を有する。ただし、品種保護証が付与されなかつた場合には、暫定的権利を有しない（知的財産法189条1項）。
- (2) 暫定的権利（仮保護）の具体的な内容としては、出願者は、他者が出願公開中の品種を利用している事実を知ったときは、その者に対し、出願品種について、出願日及び出願公開日を明示して出願中であることを通知し、利用を終了するか、又は継続するかを判断させることができる。

出願者は、上記の有効な通知がされ、かつ、他者が利用を継続する場合には、その利用者は、適切な範囲及び期間内で許諾料を支払わなければならない。

### 2 品種保護証・育成者権の効力

#### (1) 品種保護証の効力の範囲・期間（知的財産法169条）

- ア 品種保護証は、ベトナム全土で効力を有する。
- イ 品種保護証は、付与日から樹木及びぶどうについては25年間、その他については20年間効力を有する。

#### (2) 品種保護証の所有者の権利（育成者権）

ア 品種保護証の所有者は、保護品種の種苗、当該種苗を違法に使用して得た収穫物（ただし、種苗について合法的に権利行使する機会があった場合を除く）について、以下の権利を行使し、又は他人が行使することを許諾する権利を有する（知的財産法186条）。なお、ベトナムにおいては、日本と異なり、加工品には、権利は及ばない。

- ① 生産又は増殖
- ② 増殖目的での処理
- ③ 販売の申出
- ④ 販売その他のマーケティング
- ⑤ 輸出又は輸入
- ⑥ ①～⑤の目的のための保有

イ 品種保護証の所有者の権利（育成者権）は、①保護品種の本質的に由来する品種（従属品種）、②品種権のある品種と比較して明らかに区別性のない品種、③交雑品種についても及ぶ（知的財産法187条）。

※ ①の従属品種に関しては、保護品種の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生

じる特性を有する品種は、保護品種に本質的に由来する品種とみなされる（同条1項）。

### (3) 権利の制限

#### ア 品種保護証の所有者の権利（育成者権）の及ばない範囲

品種保護証の所有者の権利（育成者権）は、以下の行為には及ばない（知的財産法190条）。

- ① 非営利目的による利用
- ② 科学的研究目的の利用
- ③ 品種の育成を目的とする利用（知的財産法187条に規定する従属品種等の育成を目的とする場合を除く）
- ④ 農業者の自家増殖

#### イ 農業者の自家増殖

ベトナムにおいては、農業者の自家増殖（自らの耕作地において来季の増殖及び栽培のために収穫物を利用する行為）については、品種保護証の所有者の権利（育成者権）の効力が及ばず、日本と異なり、例外的に権利の効力が及ぶ植物が指定されていない。

#### ウ 権利の消尽

品種保護証の所有者の権利（育成者権）は、保護品種の種苗又は収穫物であつて、権利者又はその指名を受けた者によりベトナム市場又は外国市場に販売等されたものについては、①更に増殖する行為、②保護品種について権利保護されていない国に輸出する行為（消費目的を除く）を除いて、権利の効力が及ばない（知的財産法190条2項）。

#### エ 強制的許諾（知的財産法195条）

保護品種を利用する権利は、以下の場合には、当局の決定に基づいて、品種保護証の所有者（育成者権者）等の承諾なしに、許諾される。

- ① 公共の利益を図る必要性・緊急性のある場合
- ② 保護品種を利用する必要性と能力を有する者が、合理的な期間に価格等の条件を交渉する最善の努力をしたにもかかわらず、許諾契約の合意に至らなかつた場合
- ③ 競争法令に違反する制限行為を行っている場合

### (4) 品種保護証の所有者（育成者権者）の義務

品種保護証の所有者（育成者権者）は、以下の義務を負う（知的財産法191条）。

- I 育成者に対して合意に基づく報酬を支払うこと
- II 登録料の納付

### III 保護品種の保存、保護品種の種苗の当局への提供、特性の維持

#### 3 権利侵害への対応

ベトナムにおいて、品種保護証の所有者（育成者権者）は、権利の侵害者に対して、法律上、民事上の請求をすることができるほか、侵害者に対しては、刑事罰や行政罰が定められ、税関による取締りも行われることとされている。

関係当局は、その権限内において、侵害行為を取り扱う権限を有する。

##### (1) 民事上の請求

品種保護証の所有者（育成者権者）は、権利の侵害者に対し、①差止請求、②損害賠償請求、③謝罪の請求等をすることができる（知的財産法198条参照）。

知的財産法には、民事上の請求に係る立証責任、損害額の算定、保全措置等の規定が設けられている。

##### (2) 刑事罰・行政罰

権利の侵害者に対しては、行政罰（同法211条）のほか、刑事罰（知的財産法212条）が課される。

##### (3) 実情

本事業のベトナムの現地調査において、権利侵害に関して、以下の情報を取得した。

###### ア 発生状況

ベトナムにおいては、品種保護制度の認知度は高いとはいえない。

近年、権利侵害の事例がいくつか発生しているが、ほとんどが交渉により解決しており、これまでに訴訟に至った例は報告されていない。

侵害事例としては、ランの自家増殖による侵害、ベトナムに登録済みのトウモロコシがタイで無断増殖されてベトナムに輸入された事例などがある。農家による侵害はほとんどなく、小規模会社による侵害が発生している。

###### イ 対応状況

権利侵害が発生した場合、その事案についてベトナムのP V P Oに連絡があり、P V P Oから侵害者に連絡したところ、侵害行為が止まった例もある。

N C P Tは、保護品種と侵害疑似品種の比較栽培試験を行うことが可能である。

#### 4 その他の関連制度（V C Uテスト）

##### (1) V C Uテストの概要

ベトナムにおいては、イネ、トウモロコシ、大豆、ラッカセイ及びばれいしょの5種類の種子を販売するには、法令に基づくM A R Dの認証・ナショナルリストへの登録が必要となる。

ナショナルリストへの登録には、V C U（Value for Cultivation and Use）テス

トが必要となる。

また、販売する地域ごとの認証が必要であり、イネの場合、ベトナム国内の 5 か所の農場で試験を行うことが可能である。

V C U テストの費用は、種類によって異なるが、イネの場合、1 か所・1 品種当たり 320 万ドンである。

## (2) V C U テストの方法

V C U テストは、V C U の審査基準に従って実施され、基本的に 3 回（農場で同時期に 2 回栽培を実施、県レベルで農家を含めて栽培）の栽培のデータが必要となり、試験において収量性、病害虫抵抗性等で合格した場合に登録が可能となる。

第 4

まとめ



## 第4　まとめ

以上のベトナムにおける品種登録出願の手続等を踏まえ、ベトナムにおいて品種登録出願をする場合の確認・留意すべき点をまとめると、以下のとおりである。

### 1　出願検討段階の確認・留意事項

#### (1) 新規性（未譲渡性）の期間の確認

日本からベトナムを含む国外に出願する場合には、新規性（未譲渡性）の要件の期間（樹木及びブドウについて6年、その他は4年）内にベトナム等への出願を完了する必要があるので、出願を検討する品種の販売時期等を確認し、いつまでに出願を完了しなければならないかを確認する。

### 2　出願準備段階の確認・留意事項

#### (1) 適切な代理人の選任

ベトナムにおいて品種登録出願をする場合には、適切な書類の作成、主管機関からの指示への対応、試験資料の提出等が必要となるので、それらに適切に対応し得る代理人を選任することが極めて重要である。

#### (2) 適切な情報提供

ベトナムに対する品種登録出願の出願書類は、基本的にベトナム語で作成することを要するところ、ベトナムの代理人は日本語に対応していないことが多く、ベトナムの代理人に英語等で情報を提供することになる。日本に対する品種登録出願における品種の説明書等に記載した情報をできるかぎり正確に英語に翻訳し、情報提供することが重要である。

#### (3) 書面審査の利用

ベトナムにおいては、DUSテストについて、審査協力協定を締結している国の試験結果報告書の提供による書類審査が行われており、できるかぎりこれを利用すべきである。

### 3　出願後の確認・留意事項

#### (1) 補正・指示等への迅速な対応

主管機関等から補正・指示等があった場合には、期間を遵守するとともに、スムーズな審査のために、できるかぎり迅速に対応することが重要である。

#### (2) 試験資料の提出

栽培試験等が実施される場合、DUSテストの試験資料となる植物体の提出について、通関・植物防疫上の制限を確認し、主管機関から提出の指示があったにもかかわらず、提出することができない事態を避けられるようにする必要である。

